

分任支出負担行為担当官  
 岩国航空基地隊  
 経理隊長 濱田 章雄  
 ( 公 印 省 略 )

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（海幕経第143号。令和8年3月27日経理執務要領別紙）を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入札方式 一般競争入札
- 2 入札日時 令和8年8月26日 （ 水 ） 10時00分
- 3 入札場所 岩国航空基地隊 経理隊入札室
- 4 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格） 物品の販売 の B、C又はD 等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
  - (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (6) 現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法
  - (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
  - (2) 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、該当端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合は端数処理を行わず入札書に記載された金額（単価）の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額をもって申し込みがあったものとする。
- 6 保証金
  - (1) 入札保証金及び契約保証金 ： 免除
  - (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- 7 入札の無効
 4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成
 遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。
- 9 適用する契約条項
 売買契約一般条項
- 10 入札に関する事項

| 契約管理番号                | 件 名 | 規 格     | 履行場所   | 履行期限     | 摘要 |
|-----------------------|-----|---------|--------|----------|----|
| G26-S26-2000317443-00 | 救命水 | 内訳書のとおり | 岩国航空基地 | R8.11.30 |    |

- (1) 説明会 無
- (2) 入札説明書交付
 応札意思のある者は令和8年8月25日(火)12時00分までに電話等で連絡し、資格審査結果通知の写を提出の上、岩国航空基地経理隊契約班において入札説明書等を受領すること。（FAX対応可。）

1 1 その他

- (1) 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、封筒表面に契約管理番号及び件名を朱書きの上、さらに封筒に封入し、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
- (2) 郵送による入札書の受領期限は、入札日前日（令和8年8月25日）の16時45分までとする。
- (3) 契約手続等は、「海上自衛隊契約規則」及び「入札及び契約心得」による。
- (4) 当基地は米軍管理のため、入門証のない者は、契約担当者へ事前に調整のこと。
- (5) 入札に関する問い合わせ： 〒740-8555

山口県岩国市三角町2丁目

海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊 契約班

担当者： 朝倉 TEL 0827-22-3181(内線6446又は6447)

FAX 0827-21-2006(直通)

内訳書

| 項目<br>番号 | 品目コード                  | 品名・規格  |                                                                                                               | 単位  | 数量 | 納入場所        | 履行期限       | 備考  |
|----------|------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|-------------|------------|-----|
| 10       | NPN/G0022 (K4) (J3436) | 救命水    |                                                                                                               | ZEA | 96 | 3 1 補給隊第4倉庫 | 2026/11/30 | 救命水 |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        | 品質保証5年以上 ナチュラルミネラルウォーター500ml (50ml×2×5) 日本救命器具<br>(株) ナチュラルミネラルウォーター500ml (50ml×2×5) 又は同等以上のもの (他社の<br>製品を含む) |     |    |             |            |     |
| 20       | ZEIKINTOU_KEIRI        | 税金等_経理 |                                                                                                               | ZEA | 1  |             | 2026/11/30 |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |
|          |                        |        |                                                                                                               |     |    |             |            |     |